

# 生活不活発病への対策について

被災地においては、住環境や生活リズムの変化から、高齢者の外出頻度や運動量の低下が多くみられている。生活不活発病対策として、被災地に、以下の3つの事業を導入する。

## 1. 健康生活サポーター（仮称）実践養成事業 （名称については、各市町村で自由に命名）

- ・保健師等が、地域住民に対して、生活不活発病予防・日常生活支援に関する研修を行い、健康生活サポーター（仮称）を養成する。
- ・養成された健康生活サポーター（仮称）は、市町村が臨時雇用を行う。
- ・健康生活サポーター（仮称）が、閉じこもりがちになっている高齢者等を訪問する。
- ・そこで、健康・生活相談を行うとともに、サポート拠点内のサロンへのお誘い等を行い、地域一体となった生活不活発病予防・日常生活支援を図る。

○目標：3000人の健康生活サポーター（仮称）を養成

○想定総額：約30億円

## 2. 健康相談室の設置推進

- ・サポート拠点や仮設診療所の空き時間等を利用し、看護師等による健康相談室を設置。
- ・健康・生活相談を行うこと等により、生活不活発病を早期に発見し、健康生活サポーター（仮称）による活動に紹介。

○目標：60か所の健康相談室を設置

○想定総額：約3億円

## 3. 訪問型健康相談の推進

- ・訪問看護事業所を積極的に活用し、看護師が、要支援・要介護認定者の訪問のみならず、認定を受けていない高齢者宅への積極的な訪問を行う。
- ・そこで、健康・生活相談を行うとともに、サポート拠点内のサロンへのお誘い等を行い、地域一体となった生活不活発病予防を図る。

○目標：80カ所の訪問看護事業所等を活用

○想定総額：約4億円

総事業費：約37億円

（1は雇用創出基金事業、2および3は地域支え合い体制づくり事業を活用して実施。）